○経済産業省令第八十七号

商標法施行令 (昭和三十五年政令第十九号) 第一条の規定に基づき、 商標法施行規則の一部を改正する省

令を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

経済産業大臣 枝野 幸男

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十三号) の一部を次のように改正する。

別表第 類の 項下欄第十二号中 試 験紙」 を 試 験 紙 <u>(</u>医 療用 \mathcal{O} ものを除く。)」に改める。

別表第五類の項下欄第三号中 「医療用油紙」 を「医 「療用試 験紙 医療用油紙」 に改める。

別表第六類の項下欄第二十号中「金属製靴ぬぐい マ ツト 金属製立て看板」 を 「金属製立て看板」 に改め

る。

別 表第八類の項下欄第八号中 「五徳 殺虫剤E 用噴霧器 (手持ち工具に当たるも のに限る。 _ を 「殺 生剤

用噴霧器 (手持ち工具に当たるものに限る。)」に、 「火消しつぼ 火ばし」を「火ばし」に改める。

別表第九類の項下欄第十一号を削り、 同項下欄第十二号を同項下欄第十一号とし、 同項下欄第十三号から

同項下欄第三十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二十一 類 の項下欄第十一号中「こて台」を「こて台 五徳」 に、 「はえたたき」を 「はえたたき

火消しつぼ」に改める。

別表第二十八類 の項下欄第十二号中 「柄付き補虫網」を「柄付き捕虫網」 に改める。

別表第三十七類の項下欄第十号を次のように改める。

+ 衣類乾燥機の貸与 衣類脱-水機の貸与 鉱 Ш 機 械器具の貸与 洗車機 の貸与 電気洗濯機の貸与

土木機械器具の貸与 排水 用 ポ ンプ の貸与 干 ップ 0 貸与 床洗净料 機 \mathcal{O} 貸与

別表第三十九類の項下欄第十一号中 「航空機の貸与」を 「航空機の貸与 航空機用エンジンの貸与」に改

める。

別表第四十類 の項下欄第十号中「パ ルプ製造用、 製紙 用 又は 紙 工用 \mathcal{O} 機械器具の貸与」を「パルプ製造用

製紙 用又は紙 工用 の機械器具の貸与 ボイラー の貸与」 に改める。

附則

(施行期日)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

1

(係属中の商標登録出願等に係る経過措置

2

この省令の施行 の際現に特許庁に係属している商標登録出願又は防護標章登録出願に係る商品及び役務

の区分については、 その商標登録出願又は防護標章登録出願について査定又は審決が確定するまでは、 な

お従前の例による。